

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとされる訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

## 令和8年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を行う必要があり、毎月1回ハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

令和8年度開講コースにかかる「日別計画書」作成時に、下表により指定来所日を設定をいただきますようお願いします。

※実践コースのうちeラーニングコースについても、通所コースと同じ指定来所日を設定しています。

京都労働局訓練課